平成 24 年度から

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに見直すことになっています。本年はその見直しの年とな り、平成24・25年度の新しい保険料率が決まりましたのでお知らせします。

平成 22・23 年度

平成 24・25 年度

均等割

(加入者が等しく負担)

所得割

(加入者の所得に応じて負担)

賦課限度額

(1年間の保険料の限度額)

(年間)

44,192 円



(年間)

47,709 円

10.28%



10.61%

(年間)

500,000 円



550,000 円

▶平成 24 年度の年間保険料の計算方法

保険料額は、7月に「保険料額決定通知書」で個別にお知らせします。

均等割 47,709 円 所得割

(平成23年中の所得-33万円) $\times 10.61\%$

1年間の保険料

(100円未満切り捨て)

年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割りで計算します。

=

保険料の軽減

【均等割の軽減】

被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。なお、世帯主が被保険者でない場合でも、所得の判 定の対象となります。

	所得が下記の金額以下の世帯	軽減 割合	平成 24 年度の 軽減後の均等割
3	3万円	8.5 割	7,156 円(前年比約 500 円増)
	被保険者全員の年金収入がそれぞれ 80 万円以下で、他の 所得がない	9割	4,770円(前年比約300円増)
33万円 +(24万5千円×世帯主を除く世帯の被保険者数)		5割	23,854 円(前年比約 1,800 円増)
33 万円 + (35 万円 × 世帯の被保険者数)		2割	38,167円(前年比約2,800円増)

【所得割の軽減】

前年の所得から33万円を引いた額、賦課のもととなる所得金額)が、58万円以下の方は所得割が5 割軽減となります。(被保険者個人の所得で判定します)

【被用者保険の被扶養者だった方の軽減】

後期高齢者医療制度に加入したときに、被用者保険(主に、サラリーマンの方が加入している健康 保険)の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割が9割軽減となります。